

広報

SHOBARA the public information magazine

しようばら

6

2019/June
No.171

美しく輝く 里山共生都市



地域の魅力を満喫

やっぱり庄原はええよのお

5月25日、高野町の田んぼで「ふるさと塾in高野」が開催され、市内外から参加した多くの方が田植え体験をしました。昼には、泥おとし食事が開かれ、「おおがま」で炊いた庄原産米、比婆牛の丸焼きや山菜料理が振る舞われる中、庄原市ふるさと大使の西田篤史さんのトークショーや歌手の佐々木リヨウさんのミニライブが行われました。



- 2 市民のページ
- 3 こうすりゃ〜ええ農
- 4 小・中学校の適正規模・適正配置
- 6 住環境を整える介護保険サービス
- 8 平成30年度予算の執行状況
- 9 ふるさと応援寄附金の寄付状況
- 10 消費税率変更に伴う各種制度変更
- 12 国保税率の改定
- 13 出産・入学・敬老祝金見直し
- 14 市の財産を売却します
- 15 違法な焼却はやめましょう
- 16 参議院議員通常選挙
／公文書公開と個人情報の運用状況
- 17 児童手当現況届を忘れずに
／住民告知端末を設置しましょう
- 18 男女共同参画
／安心・安全な毎日のために
- 19 母子保健だより
／子育て通信あそびっ子
- 20 健康広場
- 21 市政トピックス
- 22 カメラレポート
- 24 お知らせ

こうすりゃ〜ええ農 vol.27

Agricultural news

このコーナーでは、農業のちょっとしたコツを、市の営農指導員からお知らせします。

がんばれ！スポーツ少年団

しょうばらたかみなみどうじょう
●庄原高南道場



庄原高南道場は、毎週火・木曜日の18時30分から20時30分に庄原中学校の武道場で柔道の稽古を行い、柔道の理念である「精力善用」と「自他共栄」の二つの規範を基に、心と体を鍛えています。

広島県内各地で開催される大会に出場し、本年度は、日整全国少年柔道形競技会広島県予選会で優勝し、全国大会の切符をかけて中国ブロック予選会へ望みます。

部員は、未就学児・小学生・中学生の25人程度です。新入部員は随時募集していますので、柔道に興味のある方、ぜひ足を運んでください。

連絡先 野崎義雄 ☎0824-72-4040

営農指導員のワンポイントアドバイス

営農指導員 若山 謙

夏は果菜類のおいしい季節。しっかり夏場の管理を行い、高品質・高収量を得ましょう。

主な果菜類の夏場の管理

- ▼各節から出るわき芽は小さいうちに抜き取ります。
- ▼病害虫の発生を少なくするため、収穫の終わった果房の下の葉から取り除き、風通しを良くします。
- ▼乾燥と地温の上昇防止のための敷きわらをします。梅雨明け後厚めにします。
- ▼水やりは草勢を見ながら、少量多回数で行い、施肥は水やりと合わせて行います。

ピーマン

- ▼日照不足や風通しが悪くならないように、込み合ったり、間延びしたりした枝は少しずつ取り除きます。
- ▼乾燥と地温の上昇防止のための敷きわらをします。梅雨明け後厚めにします。(秋になり気温が下がれば、取り除きます)
- ▼追肥は15〜20日おきに畝の肩に行います。水やりは小まめに行い乾燥、過湿にならないようにします。

(※1) 溝肥 畝の脇に溝を掘って肥料を埋める
(※2) 穴肥 脇に穴を掘って肥料を埋める

ナス

- ▼乾燥と地温の上昇防止のための敷きわらをします。梅雨明け後厚めにします。(秋になり気温が下がれば、取り除きます)
- ▼水やりは土壌の乾燥に注意し、早朝か夕方方に畦肩〜通路にします。
- ▼中期以降の追肥は通路に根が出てくるので、溝肥(※1)を主とし、時に穴肥(※2)をします。
- ▼7月中旬〜9月上旬は、徐々に側枝の更新を行います。主枝の各節から出る側枝は、第1花の先に1〜2枚の葉を残し摘心します。
- ▼側枝の果実を収穫するときに、側枝の、果実より下の脇芽の上で切ります。(切り戻し剪定)

トウモロコシ

- ▼本葉6〜9枚頃から、地際から側芽が出て分けつ(新しい茎が出る)してきますが、基本的には側芽の除去はしないようにします。
- ▼雌穂は1株に2〜3本出ます。絹糸が出る頃、一番上の雌穂を残して取り除くと大きく育ちます。
- ▼本葉3枚頃までは乾き過ぎ、湿り過ぎに注意します。雌穂が出る1カ月前から収穫期にかけて、乾き過ぎにならないように定期的に水やりをします。

問い合わせ
農業振興課 農業振興係
☎0824-73-1132

まちづくりを進める市民活動登録団体をご紹介します！

市は市内で活動している市民活動団体の登録制度をつくり広く公開しています。市民活動の充実、まちづくりの連携や協働を進めるため情報をお届けします。



広島無人島キャンプ 実行委員会

活動内容 無人島キャンプで子どもたちの生きる力を育む

「不便・不自由は生きる力の大切さ」を合言葉に、これまで千人以上の子どもたちと何もない無人島でサバイバルキャンプを開催し、本年度で29回目を迎えます。一昨年から西城川で1日だけのサバイバルキャンプも始めました。地元の高齢者から昔や今の川の様子を聞き、投げ網を見せてもらったり、川で泳ぎ生き物を探し、手作りの竿で魚を釣ったり、川辺でたき火料理をしたりと、ゆっくりした時間を楽しんでいます。

自然の豊かさ、大切さを知ることは、まずは体で心で感じることから始まるのだと思うのです。無は無であり無ではなし♪

本年度の活動については、広島無人島キャンプ BLOG (<http://mujintou.blogspot.com>) をご覧ください。

問い合わせ
☎080-5235-5012 (代表 寺西) FAX0824-74-0507
メール yagisan888butasan@yahoo.co.jp

市民活動団体登録をしませんか？
市は随時、登録を希望する市民活動団体を募集しています。詳しくは、自治定住課自治振興係 (☎0824-73-1209) まで。

なごみま★ロシヨット

入江 りんか
H29年11月28日生まれ
凜香ちゃん(東城町)

父母より:よく食べてよく寝る元気な凜香ちゃん。これからも家族みんなで仲良く楽しくすごそうね!

春田 あまね
H31年1月24日生まれ
天音くん(西本町)

父母より:たくましく、元気に大きくなってね!

比婆いざなみ街道物語 第3話

街道沿線に存在するさまざまな資源をシリーズでお伝えする「比婆いざなみ街道物語」。

第3話は比婆いざなみ街道のシンボルであり、イザナミノミコトを祀った「熊野神社」の見所をレポートします。

神秘的なたたずまいの老杉群

熊野神社の大鳥居を抜けると、正面に巨大な杉が何本も見えてきます。

特に境内の石鳥居の先にある、ひととき大きな杉は「天狗の休み木」と呼ばれ、イザナミノミコトの使いである天狗が羽を休めたと言われ伝えられています。

この巨杉の前に立つと、キツツキが木をつつく音が天狗の下駄の音に、吹く風と木々のざわめきが、天狗のうちの音に聞こえてくるようです。

パースポット「神の蔵」

熊野神社本殿から約100メートル奥に進んだ、二ノ宮の前には「神の蔵」(御戸岩)と呼ばれる巨石がひっそりと鎮座しています。この巨石は、比婆山に祀られているイザナミノミコトの神霊を祭儀により降臨させる場にしていたといわれており、凜とした雰囲気漂っています。

熊野神社に行ってみよう

熊野神社は比婆いざなみ街道の中間地点付近の西城町熊野にあります。

悠久の時を経た老杉群や巨石は、見る者に神秘的な雰囲気を感じさせてくれます。皆さんもぜひ一度、訪れてみてはいかがでしょうか。

問い合わせ
いちばんづくり課いちばんづくり係
☎0824-73-1278



や必要性について説明し、計画を進めることについて理解していただけるよう取り組んでいます。

また、他の対象地域でも、要望により説明会などを行っています。

説明会などの開催状況

◆開催時期 平成30年2月～令和元年5月

◆開催回数 43回

◆出席人数 延べ700人



●単式学級の授業風景

来年度から小学校英語が教科として正式にスタートし、それに伴う移行期間としての英語科が5・6年生(3・4年生は英語活動)で既に始まっています。体育の集団で行うゲームや競技、音楽の合唱や合奏、コミュニケーション能力を活用する英語をはじめとする各教科、議論する道徳など、一定規模の学習集団が必要となっています。

出席者の意見や質問

- ▼説明会などで出席者から提出された意見や質問の概要は次のとおりです。
- ▼説明内容は理解するが、実際に学校がなくなることや通学方法への不安なこと
- ▼子どもの数が減少している中、求められている教育内容を実現することについて
- ▼統合した場合、児童たちの地域行事への参加方法はどうなるのか
- ▼より多くの友達がいる中で、勉強する大切さを理解できる
- ▼放課後児童クラブ、放課後子供教室の実施について
- ▼積雪の多い地域での冬季スクールバスの運行など

八幡小学校の統合への合意

八幡小学校を東城小学校に統合し、児童の教育環境を整えることについて、保護者・地域の方々の理解を得たため、本年4月に合意書を交わしました。

今後は令和3年4月の統合へ向けて、通学方法の確認や学校同士の事前交流など、児童たちが新しい環境に慣れるよう具体的な協議や検討を行い、統合へ向けての準備を進めていきます。

併せて、他の対象校の保護者、地域の方々へは、引き続き計画について理解をいただけるよう取り組み、計画を推進していきます。

●令和3年4月に統合を計画している学校の児童数および通常学級数の推計

令和3年度の見込み数

学校名	※	通常学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
川北小学校	☆	3	3	4	5	4	2	3	21
庄原小学校	○	12	43	64	51	59	48	53	318
計			46	68	56	63	50	56	339
美古登小学校	☆	3	0	4	4	3	11	5	27
西城小学校	○	6	7	14	16	9	10	11	67
計			7	18	20	12	21	16	94
八幡小学校	☆	3	1	2	1	3	2	2	11
粟田小学校	☆	3	1	5	3	3	4	3	19
東城小学校	○	8	33	36	42	34	38	35	218
計			35	43	46	40	44	40	248
口北小学校	☆	3	0	3	10	7	4	9	33
口南小学校	○	6	9	7	11	12	14	13	66
計			9	10	21	19	18	22	99

※☆は統合予定校、○は統合先校
 ※令和元年5月1日現在の住民基本台帳に基づき推計しています。
 ※複式学級は網掛けにし、学年の間の仕切り線を削除しています。
 ※児童数は、通常学級および特別支援学級に在籍している合計の人数です。

市内小・中学校の
適正規模・適正配置について

教育総務課学校管理係 ☎0824・73・1186

全国的に児童生徒の減少による学校の小規模化が進む中、本市でも、学年の人数が0人、あるいは1人、2人といった極小規模の学校があり、幼少期からずっと固定化された少人数の学習集団のままで学習することが子どもたちにどのような影響が出るのか、新学習指導要領に示された内容や求められる力に対応できるのかなどが課題となっています。

学校適正規模・配置の必要性

今後も児童生徒の減少が続いていく中においては、児童生徒が同世代間において、多様な考えに触れず、切磋琢磨する機会の減少が見込まれます。

今日求められる力として、知識・技能の習得はもちろんのこと、思考力・判断力・表現力などの育成をはじめ、社会性やコミュニケーション能力、情報活用能力や新たな価値の創造力など、将来を見据えた「生きる力」を着実に培うことが非常に大切になっています。

こうした社会や学校状況、児童生徒に付ける力、あるいは将来の姿などを鑑み、児童生徒にとっての学校教育

はどうあるべきかを考えたとき、学校の適正配置は避けては通れない課題となっています。

複式学級の授業について

複式学級とは、学年の異なる2つ以上の学年の児童生徒を1学級に編制した学級のことです。本年度、本市では複式学級を有する小学校が10校あり、いずれの複式学級も少人数で、中には1人・2人といった極少人数の学年もあります。

複式学級の授業では、1人の教員が2つの異なる学年、違う学習内容を同時に指導するため、授業時間の約半分は、児童だけで学習を進めていくこととなります。また、教科・単元などによっては、学習目標・内容を考慮し、複数学年が、一緒に授業を行う場合もあります。

教員委員会の取り組み

平成30年1月に策定した「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、令和3年4月に統合を計画している対象校の保護者、地域の方々に対し、学校の適正規模・配置の重要性



■介護保険サービスで福祉用具を利用するまでの流れ

1

市に介護保険の申請を行い、要介護認定を受けることが必要です。
*「事業対象者」として、通所サービス・訪問サービスのみ利用している方は、介護保険サービスでの福祉用具の利用はできません。希望する場合は、要介護認定が必要です。



2

要介護度が決まったら、介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランの作成を依頼します。ケアプランのなかで、「福祉用具のレンタル」が必要と判断されると、介護保険サービスとして利用ができます。



3

ケアマネジャーは、利用者や家族の希望を確認しながら、福祉用具貸与事業所に配置されている「福祉用具専門相談員」(*)の助言を受けて、福祉用具を選定します。

(※) 福祉用具専門相談員は、福祉用具の選び方や使用方法のアドバイスを行う福祉用具の専門家です。福祉用具によっては設置に立ち会い、使い方を教えてくれます。



4

福祉用具の貸与中は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員が定期的に訪問し、用具のメンテナンスや身体状態に合っているかの確認を行います。

「介護用ベッドを使うことでひとりで起きられるようになった」「車いすを使うことで外出する機会が増えた」など、福祉用具を上手に使うことで、自分でできることが増え、自立した生活を実現することができます。一方で、不適切な機器（用具）を使用すると逆に身体機能が低下する場合があります。自らの判断で安易に使用せず、ケアマネジャーなどに相談しましょう。



在宅生活を支えるために 「住環境を整える介護保険サービス」

今回からシリーズで介護保険サービスについてお知らせします。

vol.1 ●福祉用具の利用について

■福祉用具の目的

電動ベッドや車いすなどの福祉用具は、要介護者などの状態の軽減や悪化を防ぎ、利用者が自宅で自立した生活を送ることを助けるとともに、活動の範囲を広げることや介護者の身体的な負担を減らすことを目的としています。

介護保険サービスでの福祉用具の利用は、利用者に状態の変化があった場合、その状態に合ったものに借り換えることができるよう「レンタル（貸与）」を基本としています。

■介護保険サービスで利用できる福祉用具の種目

介護保険でレンタルできる福祉用具は、その基準に合ったものに限られます。利用者は、費用の1～3割（所得に応じて変動）の自己負担で借りることができます。

種 目	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
①手すり（工事を必要としないもの）	○	○	○
②スロープ（工事を必要としないもの）	○	○	○
③歩行器	○	○	○
④歩行補助つえ（松葉づえなど）	○	○	○
⑤車いす	△（※）	○	○
⑥車いす付属品（クッションなど）	△（※）	○	○
⑦特殊寝台（電動ベッド）	△（※）	○	○
⑧特殊寝台付属品（マットレスなど）	△（※）	○	○
⑨床ずれ防止用具	△（※）	○	○
⑩体位交換器（起き上がり補助装置を含む）	△（※）	○	○
⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）	△（※）	○	○
⑫移動用リフト（立ち上がり座いすを含む）	△（※）	○	○
⑬自動排せつ処理装置	△（※） 尿のみを自動的に吸引できるもののみ○		○

△（※）介護度の軽い要支援1・2および要介護1の方の電動ベッドや車いすの利用は、一般的には必要性が低く使用が想定しにくいことから、原則、介護保険サービスでの利用は認められていません。

ただし、日常的に寝返りや起き上がり、歩行が困難であったり、病気などにより医師から福祉用具が必要との意見があるなど、利用者の状態により一定の条件を満たすときは、例外的に認められる場合があります。

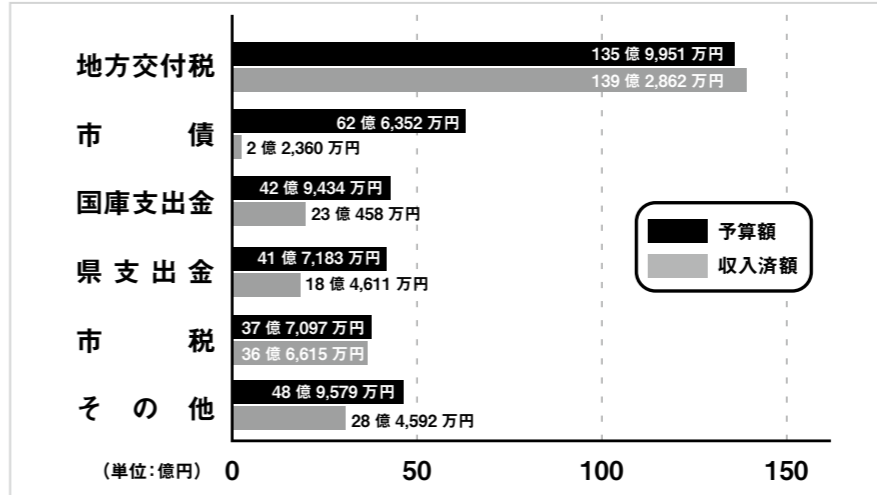
問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0824-73-1167

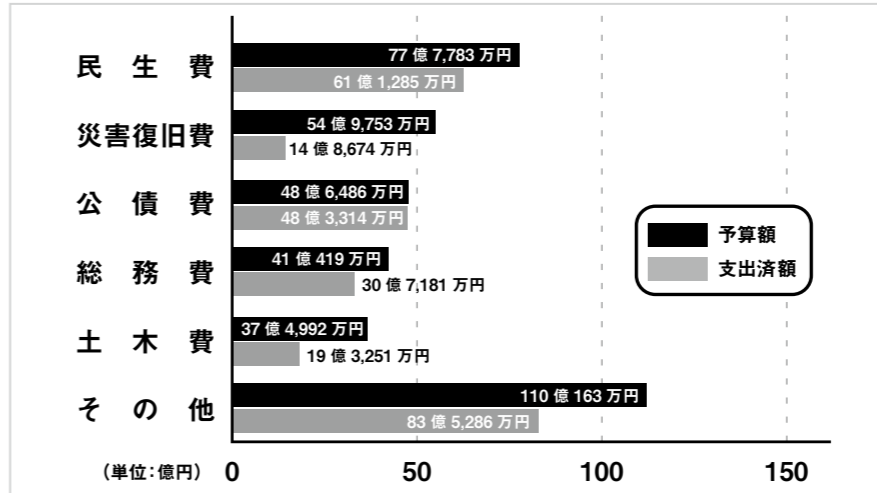
平成30年度各会計の予算の執行状況(平成31年3月31日現在)をお知らせします。
 なお、年度は3月31日までですが、出納整理は5月31日まで行いますので、今回お知らせする額がそのまま平成30年度の決算額となるものではありません。(金額は万円未満を四捨五入していますので、内訳の合計は必ずしも一致しません。)

■一般会計の収支の状況

歳入	予算額	369億9,596万円
	収入済額	248億1,499万円 (収入率 67.1%)



歳出	予算額	369億9,596万円
	支出済額	257億8,991万円 (執行率 69.7%)



負担する税金
 【市民1人当たり】
10.7万円

使われるお金
 【市民1人当たり】
105.0万円

※平成31年3月31日現在人口:35,241人

■特別会計・企業会計の収支の状況

区分	項目	予算額		収入済額と収入率		支出済額と執行率	
		金額	率	金額	率	金額	率
特別会計	合計	132億8,173万円	79.1%	105億858万円	79.1%	116億519万円	87.4%
	国民健康保険	43億1,287万円	91.3%	39億3,716万円	91.3%	38億923万円	88.3%
	介護保険	63億7,201万円	84.6%	53億9,241万円	84.6%	56億8,220万円	89.2%
	公共下水道事業	10億8,482万円	33.7%	3億6,594万円	33.7%	7億7,583万円	71.5%
	その他	15億1,203万円	53.8%	8億1,307万円	53.8%	13億3,793万円	88.5%
水道事業	収益的収支	収入	12億56万円	12億244万円	100.2%		
	支出	11億1,385万円		10億6,596万円	95.7%		
病院事業	収益的収支	収入	13億4,190万円	13億6,226万円	101.5%		
	支出	13億4,130万円		12億8,939万円	96.1%		
企業会計	資本的収支	収入	3,773万円	3,773万円	100.0%		
	支出	6,314万円		6,313万円	100.0%		

■基金の現在高

基金	金額	前年度比
地域振興基金	86億3,472万円	(▲9億1,644万円)
財政調整基金	32億7,206万円	(▲6,875万円)
過疎地域自立促進基金	43億7,578万円	(▲4億4,895万円)
その他	2億8,513万円	(▲4億6,390万円)
合計	7億175万円	(+6,516万円)

※()は前年度比

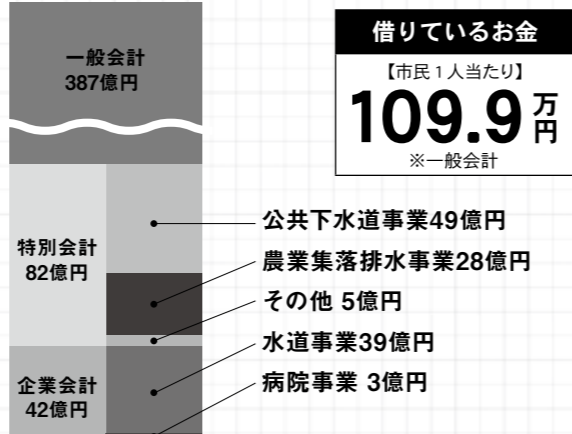
■市債の現在高

市債	金額	前年度比
一般会計	511億313万円	(▲10億8,372万円)
特別会計	387億2,131万円	(▲2億7,307万円)
企業会計	81億7,559万円	(▲4億3,547万円)
一時借入金	42億623万円	(▲3億7,518万円)
合計	38億円	※平成31年4月5日に全額返済。

※()は前年度比

■市税の収入状況

会計	区分	調定額	収入済額	収入率
一般	市民税	15億6,088万円	14億1,294万円	90.5%
	固定資産税	22億5,452万円	19億748万円	84.6%
	軽自動車税	1億4,970万円	1億4,186万円	94.8%
	市たばこ税	2億267万円	1億8,810万円	92.8%
	鉱産税	55万円	52万円	93.4%
	入湯税	1,526万円	1,526万円	100.0%
	計	41億8,358万円	36億6,615万円	87.6%
国保	国民健康保険税	8億3,459万円	7億3,047万円	87.5%



平成30年度
ふるさと応援寄附金3,014万円

「ふるさと納税」(庄原市ふるさと応援寄附金)制度は、「ふるさとを応援したい」として自治体に寄付した場合、2千円を超える部分について所得税や住民税の控除が受けられる制度です。この制度による庄原市への寄付金の状況は、下記の表のとおりです。皆さんのご協力に、心より感謝申し上げます。
 平成30年度から受け付けを開始した「市民団体等の公益的な事業に対する補助」に264万円、平成30年

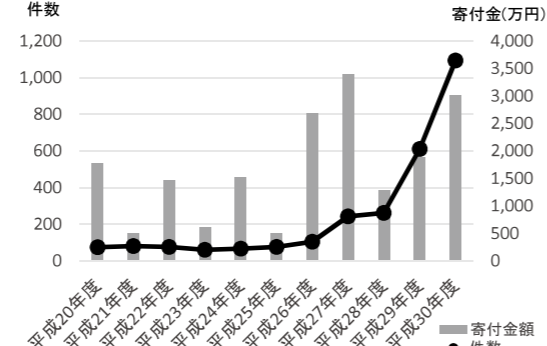
7月豪雨災害支援に362万円の寄付をいただきました。また、記念品をさらに追加し本市の特産品を市外、県外へ広くPRすることができました。
 今後もふるさと納税制度を通じて、庄原市の魅力を全国に発信していくよう努めます。ぜひ皆さんの親戚や友人、知人へ、「庄原市ふるさと応援寄附金」をご紹介いただき、美しく輝くふるさとづくりにご協力をお願いいたします。

●ふるさと応援寄附金の詳しい内容は、市ホームページ (<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>) をご覧になるか、財政課理財係 (☎0824-73-1202) までお問い合わせください。

■平成30年度寄付状況

指定事業の区分	寄付件数	寄付金額 (円)
(1)自治協働および定住	232	4,430,000
(2)産業および交流	110	2,435,000
(3)環境、基盤、交通および情報	115	2,606,200
(4)保健、福祉、医療および介護	193	6,530,000
(5)教育および文化	135	3,810,000
(6)財政健全化への取り組み	47	2,290,000
(7)市民団体などの公益的な事業	15	2,641,111
(8)指定事業なし	36	1,775,000
(9)平成30年7月豪雨災害支援	210	3,629,000
合計	1,093	30,146,311

■「ふるさと応援寄附金」寄付実績
 【これまでの寄付金の推移】



寄付をいただいた方には記念品をお送りします

寄付金額ごとに記念品のコースを設定し、特産品セットをはじめ87種類の記念品をご用意しています。どの記念品も庄原市の魅力を感じていただける記念品となっています。詳しくは「庄原市ふるさと応援寄附金記念品カタログ」を用意していますので、財政課理財係へご連絡ください。

※庄原市にお住まいの方からの「ふるさと応援寄附金」につきましては、平成29年4月1日に総務省より示された制度の趣旨に沿い、記念品の送付は行わないこととしていますので、ご了承ください。

市のホームページのトップページにあるこのバナーをクリック



年金生活者支援給付金

10月1日から、所得の低い年金受給者を対象に、「年金生活者支援給付金制度」が開始されます。対象者や支給額は、受けている年金の種類や保険料を納めた期間などによって異なります。(注1)

本制度の対象となる方には、日本年金機構から9月以降に請求書(はがき)が随時発送される予定です。(※なお、本年度の年金額は、昨年度に対して0.1%の増額となります。)



- ※注1
- 老齢年金生活者支援給付金の場合、次の支給要件①～③を満たしている必要があります。なお、支払いは、基本的に年金の支払日と同日に行われます。(10月・11月分を12月中旬など)
- ① 65歳以上で老齢基礎年金を受けている方
 - ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方
 - ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

(例)老齢年金生活者支援給付金の場合

保険料納付済期間	給付金額(月額)
480月	5,000円
240月	2,500円
120月	1,250円

制度の詳細や支給額などの問い合わせ

三次年金事務所(日本年金機構) ☎0824-62-3107

※自動音声案内に従って該当する番号をプッシュ

後期高齢者医療保険料

所得の低い方の後期高齢者医療保険料については、制度の創設(平成20年)から当面の暫定措置として特例的に均等割が軽減されてきましたが、消費税率の引き上げに伴い、介護保険料の負担の軽減や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、総合的な見直しが行われ、軽減割合が変更になります。

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減(保険料4,550円/年)となっていた方は、本年度は8割軽減(保険料9,100円/年)に変わります。

対象者: 世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中所得の合計額が33万円以下の場合で、世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる方



●ご自身の後期高齢者医療保険料については、「令和元年度後期高齢者医療保険料納入通知書」の内容をご確認ください。(7月12日発送予定)

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155

消費税率の引き上げに伴う各種制度の変更についての大切なお知らせ



介護保険料

庄原市の65歳以上の方の介護保険料は、平成30年度から令和2年度の間に、庄原市で必要な介護サービスの費用が賄えるよう算出された「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう11段階に分けています。

10月からの、消費税率の引き上げに伴い、第1段階、第2段階、第3段階の区分に該当する方の介護保険料については、下表のとおり保険料の負担がさらに軽減されます。

※第1段階については、平成27年4月から、基準額に対する割合を「0.5」から「0.45」に軽減しています。

負担軽減後の介護保険料(令和元年度)

※基準額 80,640円(年額)

	第1段階	第2段階	第3段階
対象者	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
<平成30年度> 介護保険料	36,288円(←40,320円) ※軽減額:4,032円	60,480円	60,480円
基準額に対する割合	0.45(←0.5) ※軽減率:0.05	0.75	0.75
<令和元年度> 介護保険料	30,240円(←40,320円) ※軽減額:10,080円	50,400円(←60,480円) ※軽減額:10,080円	58,464円(←60,480円) ※軽減額:2,016円
基準額に対する割合	0.375(←0.5) ※軽減率:0.125	0.625(←0.75) ※軽減率:0.125	0.725(←0.75) ※軽減率:0.025

●ご自身の介護保険料の段階については、「令和元年度介護保険料納入通知書」の内容をご確認ください。(6月14日発送予定)

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

令和2年4月から

出産祝金・入学祝金、敬老祝金の 支給内容を見直します

出産祝金・入学祝金

■見直しの趣旨

市では、“子どもは地域の宝”と捉え、成長段階に応じた多様な子育て支援に努めています。このうち、出産祝金・入学祝金については、市内での産科再開や保護者のニーズを踏まえつつ、これらの事業を効果的に持続するため、内容の一部を見直します。



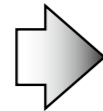
出産祝金 第1子・第2子の祝金「15万円」を「10万円」に変更します。

■主な支給要件（次のいずれにも該当する保護者）

- ・新生児の出生日に、1年以上引き続き本市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有する人（この期間が1年未満の場合は、1年を経過した日をもって、この要件に該当します。）
- ・祝金を受け取った後、さらに1年以上、市内に住所を有する意思がある人



出生児	見直し前
第1子	15万円
第2子	15万円
第3子以降	25万円



見直し後	
第1子	10万円
第2子	10万円
第3子以降	25万円(変更なし)

問い合わせ 児童福祉課あんしん支援係 ☎ 0824-73-0051

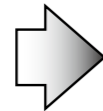
入学祝金 小学校入学時の祝金「2万円」を「3万円」に増額します。

■主な支給要件（次のいずれにも該当する保護者）

- ・4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている人(同年4月30日までに本市に転入した人を含みます。)
- ・その年の4月に小学校に入学する児童または、中学校に入学する生徒を養育している人。



	見直し前
小学校	2万円
中学校	3万円



見直し後	
小学校	3万円
中学校	3万円(変更なし)

問い合わせ 教育総務課総務係 ☎ 0824-73-1182

敬老祝金 100歳の祝金のみとし、3万円に増額します。

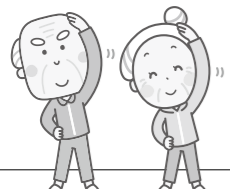
■見直しの趣旨

市では、100歳に達する高齢者および101歳以上の高齢者に敬老祝金を支給し、長寿をお祝いしています。近年の長寿化に伴い、市内の対象者も年々増加していることから、他市の状況などを踏まえ、対象者および支給額を見直します。

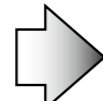
■見直し後の支給対象者

支給する年度の9月15日に市内に住所を有し、その年の3月31日から翌年の3月30日までに100歳を迎える人

■見直し後の支給額



	現行
100歳	2万円
101歳以上	1万円



令和2年度から	
100歳	3万円
101歳以上	支給対象外

問い合わせ 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 0824-73-1165

※いずれの祝金も、令和2年度当初予算成立後の実施となります。

国民健康保険からのお知らせ 保険税率が改定されます

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

●本年度の保険税率

国民健康保険の保険税率は、毎年改定します。本年度の保険税率は、表のとおりです。

国民健康保険税の税率表

区分	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40~64歳の人)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
応能割	所得割の税率 (前年中の所得に応じて計算)					
	7.21%	7.09%	2.34%	2.31%	1.95%	2.14%
応益割	資産割の税率 (本年度の固定資産税額に応じて計算)					
	13.55%	10.93%	4.40%	3.55%	6.00%	4.90%
応益割	均等割額 (1人当たりの負担額)					
	26,300円	26,800円	8,600円	8,700円	9,500円	10,000円
応益割	世帯平等割額 (1世帯当たりの負担額)					
	19,000円	19,200円	6,200円	6,300円	4,900円	5,100円
賦課限度額 (1世帯当たりの賦課額の上限)						
	580,000円	610,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※保険税額の決定通知は、7月中旬ごろ、世帯主宛てにお送りします。

※応能割とは、負担能力に応じて負担する部分で、所得割と資産割のことで。

※応益割とは、受益者に応じて定額を負担する部分で、均等割と世帯平等割のことで。

●保険税率改定の考え方

国民健康保険の運営が県単位化されたことにより、毎年、各市町が広島県へ納めるべき「保険料(税)総額」が県から示されます。この額を確保できるように保険税率を算定します。

また、令和6年度からは県が示す※「準統一保険料率」となります。「準統一保険料率」は資産割を除いた「3方式(所得割・均等割・世帯平等割)」であるため、本市では、令和5年度までの調整期間(激変緩和期間)を有効に活用し、段階的に移行する方針です。

※「準統一保険料率」とは

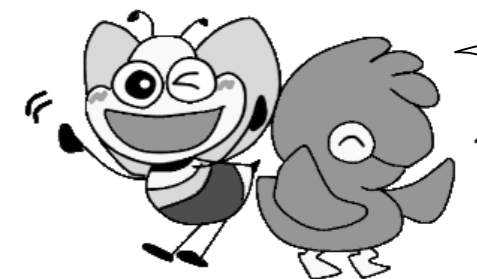
広島県では、将来的には、県内のどこに住んでいても、同一の所得水準・世帯構成であれば同一の保険料(税)負担になること(統一保険料率)を目指しています。令和6年度には統一保険料率を基に、市町ごとの収納率を反映した「準統一保険料率」とする方針となっています。

●将来にわたって安定的に運営していくために

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるための制度です。

国民健康保険を安定的かつ持続的に運営していくため、広島県と各市町が共同で運営していますが、今後も医療費の高騰などが続けば、県全体で保険税の引き上げが必要となってきます。

加入者の健康を守り、医療費を抑制するため、本市では今後も引き続き、健診などの健康づくり事業に取り組めます。



庄原市糖尿病予防
キャラクター
「腹ハッチー」

庄原市高血圧予防
キャラクター
「ショーショー鳥」

「自らの健康を自ら守るためにも、年に1回の特定健診を受診して、健康状態を知らずにはましよう！」

違法な焼却はやめましょう



環境政策課環境政策係 ☎0824-72-1398

市内で、ごみの焼却が原因で火災になる事例が多く発生しています。自宅近くの空地などでごみを燃やすと、「洗濯物に臭いがついて困る」「悪臭により気分が悪くなった」「煙が部屋に入るので窓を開けられない」「近所で草木を燃やして煙たい」など近隣住民とのトラブルや、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させ

る原因になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において、例外規定を除く廃棄物（※1）の焼却は禁止されています。（例外規定については、下記「3. 野外焼却禁止の例外規定」参照）
違法な焼却はやめ、みんなで協力して快適な生活環境の維持に努めましょう。

※1 「廃棄物」とは「ごみ」「粗大ごみ」「燃え殻」「汚泥」「ふん尿」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「動物の死体」「その他の汚物」または「不要物（※2）」であって、固形状または液状のものをいいます。
※2 「不要物」とは、自ら利用または他人に有償で譲渡することができないために、占有者（各家庭、事業者など）にとって不要になったものをいいます。

1. 違法焼却の罰則

【法第25条、第32条】

法の例外規定に違反した焼却を行なった行為者に、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人の場合は3億円以下の罰金刑が科せられます。

2. 違法焼却の事例（※罰金刑が科せられた事例）

- 家庭などから排出された廃棄物（事例としては「紙類」「段ボール」「雑誌」「弁当ガラ」「ポリ袋」「包装箱」「板切れ」「杭」「丸太」「木片」「稲木」「柵」「机」「じゅうたん」「その他のごみ」など）を、空地や田畑で焼却した行為が、罰則の対象となります。
- 1キログラム程度の少量の家庭ごみの焼却でも、罰則の対象となります。
- 地上面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなどにおけるごみなどの焼却についても、すべて野焼きとして禁止されており、罰則の対象となります。

3. 野外焼却禁止の例外規定

次の場合は、「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」として、焼却が認められています。ただし、周りに迷惑（煙・臭い）をかけないよう、燃やす量や風向き、時間帯を考慮して必要最小限の範囲で行ってください。

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
〔河川敷の草焼き（河川管理者）道路側の草焼き（道路管理者）〕
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のための必要な廃棄物の焼却
〔災害などの応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わら焼却〕
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
〔とんど焼き（正月の「しめ縄、門松など」をたく行事）、塔婆の供養焼却〕
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
〔焼き畑、あぜの草および下枝の焼却、漁網にかかったごみ焼却 など〕
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
〔落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー〕

市の財産（土地など）を売却します

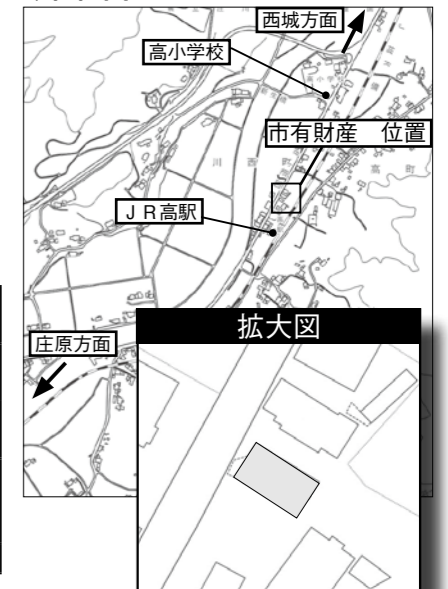
管財課管財係 ☎0824-73-1203

●土地・建物（高町）

市で利用予定のない財産（土地・建物）を売却します。
この物件は、随時購入希望者を募集中です。（先着順です。）
募集要項は、市ホームページ（<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/keiyaku/cat06/312.html>）でもご覧いただけます。



◇位置図



【受付】 随時（先着順） 8時30分～17時15分

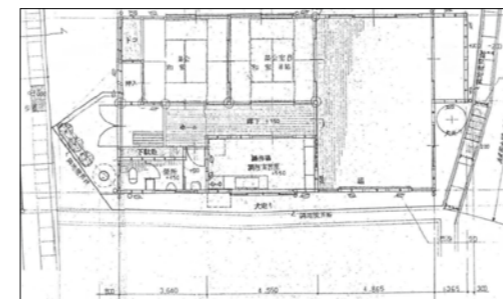
※ただし、土・日曜日、祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。

◇売却物件一覧

物件番号	所在	種別	地目地積など	売却予定価格
1	高町字風呂ノ下909番1	土地（※1）	宅地 48.25㎡（※2）	1,940,000円 （12,600円/㎡）
	高町字風呂ノ下909番3	土地（※1）	宅地 105.88㎡（※2）	
	高町909番地3	建物（※3）	延べ100.00㎡	950,400円 （内消費税および地方消費税70,400円）
予定価格 計			2,890,400円（内消費税および地方消費税70,400円）	

※1、2 土地の地目および地積は、登記簿上のものです。（現況地目、実測面積と同じ）

※3 木造コロニアル葺平屋建。平成28年3月31日までは、集会所として利用していました。



注意：この物件は、土地、建物一式での購入となります。

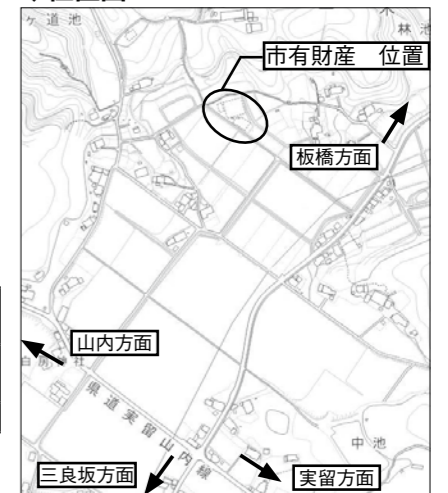
物件は現状有姿のまま引渡しとなりますので、必ず現地をご確認ください。

●土地（一木町）

市で利用予定のない財産（土地）を売却します。
この物件は、随時購入希望者を募集中です。（先着順です。）
募集要項は、市ホームページ（http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/keiyaku/cat06/29_10.html）でもご覧いただけます。



◇位置図



【受付】 随時（先着順） 8時30分～17時15分

※ただし、土・日曜日、祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。

◇売却物件一覧

物件番号	所在	種別	地目地積など	売却予定価格
1	一木町622番	土地（※1）	田 1,192.00㎡（※2）	1,035,848円 （869円/㎡）
予定価格 計			1,035,848円	

※1 土地は、農地法の制限を受けており、原則、他用途への転用はできません。

※2 土地の地目および地積は、登記簿上のものです。（現況地目、実測面積と同じ）

注意：この土地は、今後も農地として活用していただくことが必須となります。

物件は現状有姿のまま引渡しとなりますので、必ず現地をご確認ください。

日本の明るい未来をこの一票で 参議院議員通常選挙

選挙管理委員会事務局 ☎0824・73・1126

本年夏には、参議院議員通常選挙が予定されています。庄原市選挙管理委員会では、この選挙の執行管理が適正かつ公正に行われるよう準備を進めています。今回は、この選挙に向けて、選挙に係わる方に話を伺いました。

参議院議員通常選挙の投票の仕方などの情報は、今後、配布する行政文書をご覧ください。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

庄原市選挙管理委員会
委員長 竹森 義教さん

庄原市明るい選挙推進協議会
会長 石原 秀希さん

庄原市選挙管理委員会は、有権者の意思を正確に政治に反映させ、選挙が公正に行われるよう、選挙のための選挙人名簿の作成や投票事務を管理しています。本市も他市と同様に若者の投票率が低い状況です。若者を含め、市民の皆さんに、日頃から政治に関心を持ってもらい、投票という形で皆さんの意見を政治に反映させてもらいたいと思います。

庄原市明るい選挙推進協議会では、あらゆる機会を通じて有権者の政治意識の向上を図り、明るい選挙を推進し、民主政治の健全な発展を図ることを目的に活動を続けています。協議会では、有権者の皆さんが選挙のルールを守り、投票により、一人でも多くの意見を政治に反映できるように、街頭啓発などに取り組みたいと考えています。

児童手当 現況届の提出を 忘れずに

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入の上、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されませんのでご注意ください。

【制度内容】

支給対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にある児童を養育している方。

支給期間
原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額
◆3歳未満 1万5千円（一律）

◆3歳以上小学校修了前 1万円
（第3子以降※ 1万5千円）
◆中学生 1万円（一律）
ただし、児童を養育している方の所得が限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

支給時期
原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。
※公務員の方は、職場での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】
児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192
各支所地域振興室・市民生活室
（西城支所は、しあわせ館内）

公文書の公開と個人情報の運用状況

総務課総務法制係 ☎0824-73-1123

平成30年度の庄原市の公文書の公開および個人情報の運用状況をお知らせします

市は、市政に関する情報を公開し、開かれた市政を推進することに努めています。その一方で、個人の権利利益の保護を目的に、市が保有する個人情報については、個人情報保護条例を制定し、適切な取り扱いに努めています。

公文書の公開請求などの状況

請求を受けた実施機関	請求件数	公開・非公開などの内訳			審査請求件数
		公開	部分公開	非公開	
市長	15	7	5	3	-
教育委員会	9	7	1	1	-
選挙管理委員会	-	-	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-
公平委員会	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-
水道事業管理者	2	2	-	-	-
病院事業管理者	-	-	-	-	-
議会	1	1	-	-	-
合計	27	17	6	4	-

※情報公開に関する相談や公文書の閲覧などに応じるため、市役所3階に閲覧室を設けています。閲覧を希望する人は総務課までお問い合わせください。

個人情報ファイルの届け出件数および自己情報開示などの請求件数

実施機関区分	ファイルの届け出件数	開示請求件数			開示・非開示などの内訳	
		開示請求件数	開示	部分開示	非開示	
市長	347	6	3	2	1	
教育委員会	190	-	-	-	-	
選挙管理委員会	3	-	-	-	-	
監査委員	2	-	-	-	-	
公平委員会	1	-	-	-	-	
農業委員会	5	-	-	-	-	
固定資産評価審査委員会	6	-	-	-	-	
水道事業管理者	8	-	-	-	-	
病院事業管理者	4	-	-	-	-	
議会	2	-	-	-	-	
合計	568	6	3	2	1	

※ファイルの届け出件数とは、各実施機関で保有する個人情報を取り扱っている事務の件数です。

※表の件数はいずれも平成31年3月31日現在のものです。

住民告知端末を設置しましょう!!

市の初期設定費用負担は
令和元(2019)年9月30日申請分まで!!

その3

4月号からシリーズでお知らせしている「住民告知端末」。災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、市は、全ての世帯に設置していただくようお願いしています。

今回は自治振興区や自治会からも事前に申請することで、その区域内に直接放送を流すことができます。ページング放送についてお知らせします。

ページング放送のメリット
▼いつでも放送ができます。
緊急・定時・臨時放送以外の時間帯であればいつでも放送できます。
▼地域の方の声で一斉にお知らせすることができます。
これまで、文書回覧や言い継ぎなどで時間がかかっていたお知らせが、住民告知端末を使って一斉にできます。

※自治振興区や自治会による事前申請が必要
▼放送を繰り返し聞くことができます。
放送が告知端末に録音されるため、内容を聞き逃した場合でも、再



申し込み・問い合わせ
行政管理課広報統計係
☎0824・73・1159
または各支所総務室

住民告知端末を設置しましょう!!

男女共同参画

わたしらしく輝く あしたのために
お互いに尊重しあう まちをめざして

市民生活課市民生活係 ☎0824・73・1154

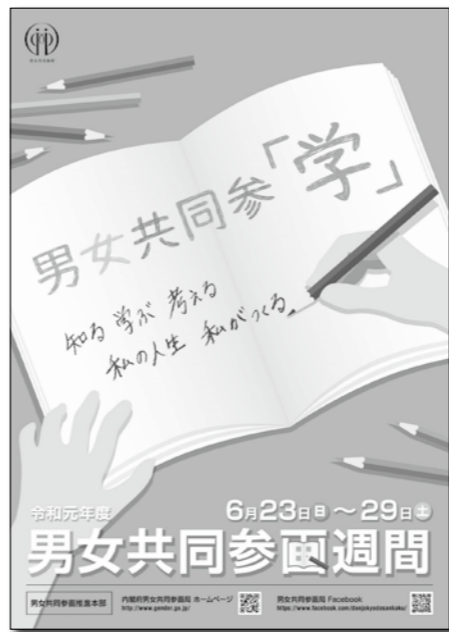
男女共同参画社会の実現

市は、「男女共同参画が形成された社会」をわたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち」を実現すべき姿に設定し、男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができ社会的実現をめざしています。これに向け、男女が「ともに活躍できる（環境づくり）」「お互いを認め合う（人づくり）」「ともに支え合う（安心づくり）」を基本目標に、①平等参画②意識改革③男女協働④人権尊重⑤家庭内協力⑥の5つの基本方針に沿って、各種啓発事業に取り組んでいます。

毎年6月23～29日は
男女共同参画週間

内閣府は「学び」を通じて、女性も男性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキヤッチフレーズ」を募集し、応募総数19000点の中から審査の結果、本年度のキヤッチフレーズを「男女共同参画」と「知る学ぶ考える 私の人生私がつく」に決定しました。

市は男女共同参画事業として、7月4日から市内7会場で巡回パネル展を開催します。皆さんも身近なところから男女共同参画について考えてみませんか。



母子保健
だより

育児相談に来てみませんか？

保健医療課健康推進係 ☎0824・73・1255

市は月に1回、育児相談を実施しています。育児相談では、乳幼児の身長や体重などを測定したり、育児に関する困り事や不安などのさまざまな相談に応じたりしています。栄養士、助産師、保健師などが関わり、時には一緒に考え、必要があれば他の相談の場を紹介しています。子ども同士、保護者同士が交流できる場です。どなたでも気軽に参加ください。

●各地域で実施しています

- 【庄原地域】
とき 毎月第2火曜日
10時～12時
ところ 庄原ひだまり広場
- 【西城地域】
とき 偶数月第3火曜日
10時30分～12時
ところ 西城キッズルームひよこ
- とき 奇数月第2木曜日
10時～12時
ところ 西城保健福祉センター
- 【東城地域】
とき 毎月いずれかの水曜日
10時～11時30分

ところ 東城こどもの館

【口和地域】
とき 毎月第4木曜日
10時～12時

ところ 口和保健福祉センター

【高野地域】
とき 毎月第1火曜日
10時～12時

ところ 高野保健福祉センター

【比和地域】
とき 毎月いずれかの金曜日
10時～12時

ところ 比和子育て支援センター

【総領地域】
とき 毎月第2火曜日
10時～12時

ところ 総領子育て支援センター

祝日の場合や内容により、場所や日時を変更することがあります。詳しくは保健医療課または各支所にお問い合わせください。



安心・安全な毎日のために

梅雨に備えましょう！

梅雨が近づいてきました。皆さんの家庭や職場での備えは万全ですか。この季節は、低気圧の影響やしばしば停滞する前線により、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返し、激しい雨が数時間にわたって降り続いたり、短時間でも狭い地域に数百ミリの雨が降ったりすることがあります。毎年、こうした大雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生しています。

昨年、西日本を中心に大雨が降り、甚大な災害が発生しました。もしものときに、自分や家族の身を守るように、災害への対策を再確認しておきましょう。

避難の呼びかけについて

災害の発生時などにおいて、庄原市が「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」または「避難指示(緊急)」を発令する場合があります。これらの違いをよく理解し、自らの身を守りましょう。

また、危険を感じる場合などは、自らの判断で早めに避難することも重要です。今一度、庄原市のホームページに掲載されている防災マップを活用して、身近な避難場所を確認しておきましょう。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005

小 災害の危険性 大

避難準備・高齢者等避難開始

- 今後の防災気象情報に注意
- 避難に時間を要する方などは避難開始

避難勧告

- 速やかに避難を開始

避難指示(緊急)

- 極めて危険な状況で、まだ避難していない人は緊急に避難

※避難がかえって命に危険を及ぼしかねないときは、建物の2階以上に緊急避難しましょう。

危険物安全週間

6月2日(日)から8日(土)までの1週間「危険物安全週間」です。

この機会に、家庭や職場でガソリンや灯油など身近な危険物の知識を深めましょう。

2019年度
危険物安全週間推進標語

無事故への
構え一分の
隙も無く

子育て通信
あそびっ子

児童福祉課
あんしん支援係
☎0824-73-0051

保育所を開放しています

市内の保育所では、地域の子育て家庭の皆さんを対象に、園庭や施設開放を行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ
児童福祉課保育係
☎0824・73・1214

◆こんなことが聞けます！

- 保育所・認定こども園・幼稚園ってどんなところ？
- 遊び場・ふれあいの場として
- 子育ての相談がしたい

■保育所一覧(庄原地域除く) ※庄原地域の保育所については5月号をご覧ください。

地域	施設名	所在地・電話番号	日時
西城	西城保育所	西城町大佐 753-2 ☎0824-82-2931	月～金曜日 午前中
東城	東城保育所(指定管理)	東城町川東 1343 ☎08477-2-2070	月～金曜日
	田森保育所	東城町粟田 1707-3 ☎08477-2-3674	月～金曜日 午前中
口和	みどり園保育所	口和町湯木 83-1 ☎0824-87-2646	第3水曜日 午前中
	聖慈保育所(私立)	口和町大月 463-1 ☎0824-87-2624	月～金曜日 午前中
高野	高野保育所(指定管理)	高野町新市 1289 ☎0824-86-2027	第2・第4金曜日 午前中
比和	比和保育所	比和町比和 535-1 ☎0824-85-2608	月～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～11時30分
総領	総領保育所(指定管理)	総領町下領家 71 ☎0824-88-2701	毎週水曜日 午前中

■行事や感染症の流行などで利用できない日もあります。各保育所への事前連絡をお願いします。

■上記開放日・時間によらず、希望に応じて利用・見学できます。その場合は、各施設へご相談ください。

行政
管理課

外国人の利便性の向上をめざして 庄原市ホームページを多言語化

各言語のボタンをクリックすれば、
対応言語のページに移ります。



ホームページのトップ画像上部

市は、外国人の利便性の向上を目的にホームページの機能を改修し、多言語化しました。今後は、ホームページに掲載されている内容を、外国語で閲覧することができます。この機能では、PDFなど、ホームページ上の添付ファイルの内容を翻訳することはできません。

翻訳言語は英語、中国語（繁体字、簡体字）、ハンガール、ベトナム語、インドネシア語です。

今後、市は、電子書籍化も進め、外国人が観光したり、就労のため生活したりしやすい環境を整えていきます。

観光
振興課

活力ある観光地域づくりで連携協定 （株）瀬戸内ブランドコーポレーションと締結



協定締結式で握手する木山市長（左）と
藤田代表取締役社長（右）

市は4月22日、瀬戸内7県の観光産業の活性化に取り組み官民組織「せとうちDMO」を構成する（株）瀬戸内ブランドコーポレーション（広島市中区）と、観光地域づくりに関する包括連携協定を締結しました。今後、同社がリノベーションした古民家宿泊施設への誘客をはじめ、庄原市の観光振興に関するさまざまな取り組みにおいて連携し、活力ある観光地域づくりの実現を図っていきます。

締結式で、藤田明久代表取締役社長は「庄原の宝で、日本の原風景とも言える古民家や周辺の景観を守りながら観光の支援をしたい」と述べ、木山耕三市長は「心強く感じている。人口減少が続く庄原に元気を取り戻せるよう支援いただきたい」と話しました。

（株）瀬戸内ブランドコーポレーションは里山の風景が残る市内の古民家3棟を買い取って宿泊用に改修し、今秋の開業を目指します。

保健
医療課

健康維持・増進のため歯を大切に 8020 達成者表彰事業



表彰状を手に喜ぶ木原愛子さん（峰田町）

「8020達成者表彰事業」は、庄原市歯科衛生士連絡協議会の事業として実施されています。80歳以上で自分の歯を20本以上保っている方を表彰し、歯の健康に対する意識を高めています。

達成者表彰は前期と後期の年2回行い、昨年度は21人の方が表彰されました。

歯の健康は、生活習慣病の予防や健康維持・増進につながります。

「80歳になっても20本以上が自分の歯！」を目指しましょう。

★8020達成者表彰要件

- ①本年度80歳になる方
- ②市内の歯科医院で歯科健康調査（無料）を受けること。

平成30年度8020達成者表彰者（順不同・敬称略）

- | | | |
|---|---|--|
| （東城地域）
風早千恵子／三山 大策
佐藤 順子／荒木ハル子
安川 保／佐々木多榮子
佐々木 満／福田 東一 | （西城地域）
池尻 賢次／山根 邦男
貢藤 具子／早瀬 孝示 | （庄原地域）
木原 愛子／妹尾恵美子
豊原 健二／桂藤 安夫
谷川ヒサエ／佐々木康憲
石畑恵美子／坂口千恵子
山脇 孝雄 |
|---|---|--|



かむと いうこと

咀嚼と視力とフレイルと

最近、気になっている2つのこと。1つ目は咀嚼（かみくだくこと）と視力、2つ目はオーラルフレイル、という聞き慣れない言葉。

まずは咀嚼と視力。2015年度の学校保健統計調査によると小学生の視力低下が止まらず1.0未満が30.9%になり、この結果は過去最高だということです。その原因の1つはスマホや携帯ゲーム機などだといわれています。しかし、子どもの視力低下は今に始まったことではなく、問題視され始めたのは1980年代からで、その当時はスマホもタブレットもありません。主因として指摘されるのはテレビ、家庭用ゲーム機などですが、視力のピークになる年齢などを精査した結果、実は柔らかい食べ物による咀嚼力の低下が大きな原因であるという指摘があります。子どもの咀嚼力の低下と視力低下は関係があるというのです。目のピントを合わせるには毛様体筋という筋肉で調整しますが、この筋肉を単独で鍛えることは難しく、目に隣接するさまざまな筋肉を使うことで連動して鍛えられると考えられています。その筋肉の中で一番大きな筋肉は咀嚼筋であるため、よくかめば視力も維持できるかもしれません。



庄原市歯科医師会

ほそかわ ひでき
細川 英生

そしてもう1つの、オーラルフレイル。日本語訳でフレイルとは、虚弱、脆弱という意味があります。年を取って筋力や認知機能、社会とのつながりが低下した状態で多くの人がこのフレイルを経て要介護状態になると考えられています。「低栄養による筋力低下」→「身体機能の低下」→「活力低下」→「認知機能低下」→「社会交流低下」→「閉じこもり・食欲低下」→「栄養による筋力低下」という負のスパイラルを避け、フレイルにならないための大きな要素の1つが「しっかり食べる・バランスよく栄養を取る」ということです。しかし、「歯の本数が減る」「入れ歯が合わない」「飲み込むための機能が衰える」などによって身体的、精神的衰えが始まると要介護状態になる可能性も高まります。それがオーラルフレイルですが、元の状態に戻ることができることが特徴です。「社会参加」「運動」「口の中の健康」、これらを一緒に考えることが健康寿命を延ばす秘訣であり、「かむこと」を意識した生活はとて重要なのです。そしてこれらの事が一つ一つ口の中でうまく機能しているのかを確認するために、定期的に歯科健診を受けることが大切です。

問い合わせ 保健医療課健康推進係 ☎ 0824-73-1255



観光シーズンの幕開け

帝釈峡湖水開き・4/29

No.6

神龍湖畔で「第52回帝釈峡湖水開き」が行われました。

トレイルセンターしんりゅう湖では、比婆荒神神楽などのステージイベントや、地元食材を使った料理などのフードブースも開設されました。また、カヤックやツリーイングなどのアウトドア体験やおもちゃなどが当たる抽選会などの催しも行われ、参加者は楽しんでいました。

神龍湖では、鬼神太鼓の演奏を皮切りに、龍をかたどった2隻の龍船が、紅白の煙を吐きながら大迫力で登場するなど、観光シーズンの幕開けを告げました。



▲龍船が煙を吐きながら大迫力で登場

住民が楽しく交流

ほのぼのカフェ・4/24

No.8

本年4月から、毎週水曜日に、比和温泉施設あけぼの荘で、地域住民同士が交流を図りながらゆっくり過ごせる場として、ほのぼのカフェが開催されています。

幅広い年齢層の参加者がお茶やコーヒーを飲みながら楽しく交流できるようにと、地域マネージャーの埴内絵理さんを中心に、いろいろな体験イベントを企画。連休直前に開催されたこの日は、参加者全員で折り紙のこいのぼり作りをしました。

色や柄の違う折り紙に、顔と鱗を書き足してオリジナルのこいのぼりが出来上がると、「いろいろな柄のこいのぼりがあってきれい、それぞれの個性も出ていいね」と話しながら、和やかな時間を過ごしていました。



▲参加者はオリジナルのこいのぼりを折りながら楽しい時間を過ごした

体験を通して食を学ぶ

とうもろこし種まき体験・5/9

No.5

西城町油木地区で、西城小と美古登小の合同とうもろこし種まき体験が行われ、3年生21人が参加しました。この活動は、種まきや収穫体験を通して、食べ物大切さを知ってもらうことを目的に行われている食育教室の1つで、今回で11回目となります。

前油木営農組合長の高原芳典さんが、「日本の食糧自給率の問題や食べ物大切さ」「とうもろこしの種の植え方」などを説明した後、児童たちは、地元の方々の指導を受けながら、次々と種まきました。

参加した児童は「畑の土は冷たく、軟らかい場所や固い場所があった」「秋に収穫して食べるのが楽しみ」などと話していました。



▲児童は地域の方々の指導で畝3本に1時間かけて種まきました

楽しく続けることが大事

仙寿大学・4/26

No.7

総領自治振興センターで、高齢者の学習の場「仙寿大学」が開催され、22人が参加しました。

今回はシルバーリハビリ体操と、庄原警察署から講師を迎えて詐欺被害・交通事故について学びました。

リハビリ体操の指導士は、「いつまでも自分の体を自分で動かして生活できるように考えられた体操。1日1ミリでも関節が動くように、1グラムでも筋肉をつけようという気持ちでやるとよい。楽になったからといってやめずに、継続することが大事」と話していました。

参加者からは「寝返りが上手に出来るようになった」「体操や講義だけでなく、仲間と交流できることがうれしく、元気の源です」などの感想が聞かれました。



▲指導士と共にシルバーリハビリ体操

秋の収穫を楽しみに

たかの体験 田植え・5/11

No.2

上高自治振興区が主催する「たかの体験 田植え」が新市地区の宇山勝守さんの水田で開催され、東広島市や府中町など、市外から参加がありました。

参加者は、かまどを使ったご飯の炊き方を習った後、田植えに挑戦しました。まず、苗の扱い方や植え方の説明を受け、はだして水田に入り手植えをしたり、田植機での作業を体験したりしました。作業の間には、参加した親子が田んぼに浮かんだカエルの卵を初めて手ですくい、その感触に感動する場面もありました。

上高自治振興区の小笠原事務局長は「皆さんには秋の収穫を楽しみに、引き続き参加していただきたいですね」と話していました。



▲一列に並んで手植え体験

森林の大切さを学ぶ

口和町で森林教室・4/26

No.4

口和町の釜峰山森林浴公園で森林教室が開かれました。この日、遠足で訪れていた口北小学校の児童は、「びほく・森のサポーターズ」のメンバー4人から、紙芝居とクイズで森林が持つ役割や恩恵について学びました。また、登山しながら、広島北部森林管理署の職員から、釜峰山に群生する多くの種類の樹木の特徴などを学びました。

釜峰山にはワインの封をするコルクの原料になるアペマキの木が多くあり、幹の太さが子どもたち5、6人で手をつないでやっと届くくらいのももあります。森林教室に参加した児童からは、「森が持っている力のすごさがよく分かった」など森林や山への感謝の気持ちを表す声が聞かれました。



▲児童は紙芝居などで森林について学んだ

ボランティアで街をきれいに

市役所庁舎の草取り・4/17

No.1

庄原市シルバー人材センターの会員の皆さんが、地域の奉仕活動として、市役所市民ひろばの草取りをしました。

庄原市シルバー人材センターでは、地区別に班を設けて市内各地で草取りや清掃活動をしており、昨年からは、庄原地区の班が市役所市民ひろばを担当しています。

当日は、晴天で気温が高い中、21人の会員が参加し、「市役所を訪れる方が気持ちよく利用できるように」との思いで、精力的に取り組んでいました。



▲草取りの様子

将来の活躍に期待

ユース非核特使が市長を表敬訪問・4/25

No.3

掛田町出身で、福山市の盤進高等学校2年生の石田祥子さんが、4月29日～5月5日、ニューヨークで開催されたNPT（核拡散防止条約）再検討会議準備委員会に、外務省のユース非核特使の一人として派遣されました。派遣前の4月25日には、木山耕三市長を表敬訪問し、派遣に当たっての抱負を語りました。

石田さんは「被爆者の声を聞いた私にできることを精一杯頑張りたい。将来は庄原のピースリーダーとして平和な世の中を築いていく」と述べ、木山市長は「しっかりと役目を果たしてほしい。現地では、過去の歴史に対するさまざまな受け止め方を感じると思うが、それも踏まえて平和問題に取り組んでほしい」と激励しました。



▲しっかりと抱負を語った石田さん（写真中央）

悩みごと、心配ごと、お困りごとなど、お気軽にご相談を



あなたの相談をお受けします

各種相談	とき	ところ	備考	問い合わせ
定期巡回相談 児童	庄原 7月18日(木)10時～16時	児童福祉課あんしん支援係	広島県北部こども家庭センターによる相談。1週間前までに予約。	児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051 東城支所保健福祉係 ☎08477-2-5131
	東城 7月11日(木)10時～16時	東城支所		
人権相談	庄原 7月2日(火)・16日(火)13時30分～16時30分	庄原市ふれあいセンター	人権擁護委員	三次人権擁護委員協議会 ☎0824-62-2572
	西城 7月11日(木)13時30分～15時30分	西城支所		
	東城 7月4日(木)13時30分～15時30分	東城ふれあいセンター		
	総領 7月10日(水)9時～11時	総領保健福祉センター		
行政相談	庄原 7月18日(木)13時～15時	庄原市ふれあいセンター	行政相談委員	市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154 東城支所市民生活係 ☎08477-2-5121 総領支所市民生活係 ☎0824-88-3063
	東城 7月18日(木)13時30分～15時30分	東城支所		
	総領 7月10日(水)9時～11時	総領保健福祉センター		
法律相談	庄原 7月12日(金)13時～16時	庄原市ふれあいセンター	広島弁護士会による無料相談。要予約。	広島弁護士会 ☎0120-969-214
	東城 6月28日(金)13時～16時	東城支所		
生活安全相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～12時、13時～15時45分	市民生活課市民生活係	生活安全相談員	市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1244 東城支所市民生活係 ☎08477-2-5121
		東城支所市民生活係		
家庭児童相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～15時45分	児童福祉課あんしん支援係	家庭児童相談員	家庭児童相談専用 ☎0824-73-1243
消費生活相談	毎週月～金(祝日・年末年始除く)9時～12時、13時～16時	市民生活課市民生活係内庄原市消費生活センター	消費生活相談員	庄原市消費生活センター ☎0824-73-1228 市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154
学校での体罰・ハラスメント相談	随時	教育指導課学事係(各学校でも受け付け)	プライバシーの保護、秘密保持を徹底します。	教育指導課学事係 ☎0824-73-1183
認知症カフェ	庄原 「とんぼ」7月2日(火)・16日(火)13時30分～15時	庄原ショッピングセンタージョイフル2階	相談・情報交換参加費100円	高齢者福祉課地域包括支援センター係 ☎0824-73-1165 西城支所保健福祉係 ☎0824-82-2202 東城支所保健福祉係 ☎08477-2-5131
	西城 「コスモスカフェ」7月4日(木)13時30分～15時	西城保健福祉センター(しあわせ館)		
	東城 「おれんじカフェ・ええ塩梅」6月25日(火)13時30分～15時	東城支所		
身体障害者補装具判定会	肢体 7月18日(木)13時～14時	広島県三次庁舎第3庁舎2階三次市十日市東4-6-1	一週間前までに要予約	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
障害者相談員定期相談会	庄原 6月17日(月)13時30分～15時30分 7月8日(月)13時30分～15時30分	庄原市ふれあいセンター	身体	社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210
		庄原市ふれあいセンター	知的	
	高野 6月26日(水)9時30分～12時	高野保健福祉センター	身体・知的	
心の健康相談	7月16日(火)13時～14時30分	広島県北部保健所三次市十日市東4-6-1	精神科医師による無料相談。事前予約が必要。	広島県北部保健所保健課 ☎0824-63-5185

※日程は都合により変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

母子保健事業 ●保健医療課健康推進係 ☎0824-73-1255

事業名	とき	ところ	持ってくるもの	備考
母子健康手帳交付	7月1日(月)9時～17時	保健医療課	特になし	支所は随時(事前連絡必要)
育児相談	7月9日(火)10時～12時	庄原ひだまり広場(庄原こども未来広場内)	母子健康手帳	支所でも実施(詳細はお問い合わせください)

催し

庄原市成人式

本年度の成人式を、次の日程で開催します。詳しい内容は、7月以降に広報しようばらなどでお知らせします。

とき 8月15日(木) 10時～

ところ 庄原市民会館

対象者

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた、庄原市内在住の人または市外に住む庄原市出身の人。

★実行委員を募集します

成人式の企画・運営を一緒に行う実行委員を募集しています。成人式対象者で、成人式の企画・運営に関心があり、実行委員会に参加できる人をお待ちしています。お気軽にご参加ください。

問い合わせ

生涯学習課社会教育係
☎0824・73・1188
FAX 0824・73・1254
メール syogai-syakai@city.shobara.lg.jp

県立広島大学 市民公開講座

「性」について考える」をテーマに公開講座を行います。

とき・内容

◆第1回：6月27日(木) 13時～14時30分

「えっ！アスパラにも性別があるの？」野菜の性について考える」講師 甲村浩之准教授

◆第2回：7月2日(火) 13時～14時30分

「同性どうしの結婚と家族を中心にLGBTについて考える」講師 澤田千恵准教授

◆第3回：7月8日(月) 10時40分～12時10分

「私は男？それとも…異性装の物語」とりかへばや」から考える」講師 西本寮子教授

◆第4回：7月18日(木) 14時40分～16時10分

「性を制御する」生殖技術と倫理的問題」講師 阿部靖之准教授

ところ

県立広島大学庄原キャンパス
●第1回および第4回：3201教室
●第2回・1202教室
●第3回・2201教室
募集定員 80人

申し込み・問い合わせ

生涯学習課社会教育係
☎0824・73・1188
FAX 0824・73・1254

県立広島大学 県立広島大学市民公開講座

「成分分析の活用方法とその課題」をテーマに農作物・加工品の成分分析の手法などについての公開講座を開催します。

とき 7月4日(木) 13時20分～16時40分

ところ

県立広島大学庄原キャンパス
3201教室
対象 地域振興に関心のある方
定員 80人
受講料 千円(申し込み完了後に受講案内と振込依頼書を送付します。)

申し込み方法 電話、ファックス
申し込みまたはメールで、住所・氏名・電話番号をお知らせください。

申込期限 6月26日(木)

問い合わせ

県立広島大学庄原キャンパス
総務課地域連携担当
☎0824・74・1000
FAX 0824・74・1704
メール gakuju@pu-hiroshima.ac.jp

ひとり親家庭等 介護事務講座

一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会では、ひ

市役所ロビーコンサート100回達成記念演奏会 しょうばらいいともコンサート

お昼のひととき、市民の皆さんに、気軽に音楽を楽しんでもらうとともに、市民または庄原市出身で音楽活動をしている方々を中心に、活動の場を提供することを目的に、平成23年1月から毎月第4日曜日、庄原市役所ロビー(市民ホール)で「市役所ロビーコンサート」を開催しています。

これまで、クラシック、邦楽、声楽、ジャズポップスなど多彩なジャンルの演奏を提供してきましたが、令和元年5月のコンサートで100回を達成しました。これを記念して、演奏会を開催します。どうぞお楽しみください。

- とき 7月28日(日)開場13時30分 開演14時
- ところ 庄原市民会館 大ホール
- 入場料 一般前売1,000円(当日1,200円)全席自由
小中高校生は無料(要整理券)
※庄原市民会館友の会会員の方は10%割引(庄原市民会館での購入に限る。)
- ※未就学児の同伴・入場はご遠慮ください。
- ※無料の託児サービスをご利用ください。(要予約)

- プログラム
- 【第1部 クラシック】
ピアノ五重奏/ピアノ二重奏
- 【第2部 邦楽】
大正琴/尺八/二胡/ピアノ/ベース/ドラム
- 【第3部 声楽・合唱】
オペラアリア独唱・重唱/オペラ「アイダ」より凱旋の合唱
- 【第4部 ジャズポップス】
ビッグバンド/創作ダンス「威舞希」

●チケット販売所 庄原市民会館、食彩館しょうばらゆめさくら、ジョイフル、ザ・ビッグ庄原店、ウイール西城、東城自治振興センター、道の駅たかの

問い合わせ 庄原市民会館 ☎0824-72-4242 / 生涯学習課社会教育係 ☎0824-73-1188

とり親家庭の就業・自立支援事業の一環として、介護事務講座を開催します。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童(20歳未満)、寡婦

研修日程
7月28日(日)～9月22日(日)
▼約6時間の講義6回(期間中の日曜日に実施)

▼9月に検定

資格 J S M A技能認定振興協会 介護事務管理士

会場 庄原市ふれあいセンター

※検定は広島市内で実施

費用 無料(テキスト代3500円、検定料6500円は自己負担)

定員 10人

募集期間 6月10日(月)～7月15日(月・祝)

受講決定 応募者多数の場合は抽選、結果は7月18日(休)ごろ郵便でお知らせします。

申し込み・問い合わせ
(一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会
〒730・0016 広島市中区幟町3番57号中特会館2F
☎082・227・2370
FAX 082・227・2371
メール hiro-kenhoren@kih.biglobe.ne.jp

※郵送、ファクシミリまたはメールでお申し込みください。

パントマイムショー
パントマの箱

NHK番組「おかあさんといっしょ」の人気コーナーだった「パント」の監修をしていた「ありさお姉さん」がやってくる!

公演団体 カンジヤマ・マイムとき 7月6日(土)
19時～20時(18時45分開場)

ところ 田園文化センター

観賞券
・前売り 1200円
・当日 1500円
※4歳未満無料

チケット販売所 ジョイフル

問い合わせ
WAKU×2する感動を親子で味わう会 代表 石原春美
☎0824・73・0930

募集

県営住宅入居者
市内の県営住宅のうち、新たに空き家が生じた住宅の入居者を募集します。

受付期間 6月18日(火)～20日(木)
※最終日消印有効

被爆二世健診実施のお知らせ

被爆二世の方は健康診断が受けられます。

対象者
両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内在住の方

▼広島被爆 昭和21年6月1日以降に生まれた方
▼長崎被爆 昭和21年6月4日以降に生まれた方

申し込み方法 保健医療課および各支所地域振興室・市民生活室などに設置してある専用はがきに必要な事項を記入し、受診希望日の2週間前までに郵送でお申し込みください。

※広島県のホームページからも電子申請できます。

申込受付期間 6月1日(土)～令和2年1月31日(金) ※消印有効

実施期間 6月10日(月)～令和2年2月29日(土)(ただし、精密検査は令和2年3月10日(火))

検査費用 無料(被爆二世健診の範囲に含まれない検査は自己負担となります。)

受診場所 専用はがきと一緒に医療機関一覧表を配布します。

問い合わせ
広島県被爆者支援課

放送大学10月生

放送大学では本年度第2学期(10月入学)の学生を募集します。

放送大学はテレビなどの放送やインターネットを利用して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。また、全国に学習センターを設置しており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

お気軽に放送大学広島学習センターまでご請求ください。

※大学説明会を次の日程で開催予定です。①7月6日(土) ②8月17日(土) ③9月7日(土)

出願期間 6月15日(土)～9月20日(金)

問い合わせ
放送大学広島学習センター
☎082・247・4030

令和元年度障害者委託訓練生

コース名
①制作在宅ワークコース
※インターネットを活用した自宅での通信訓練です。(受講料は無料)

訓練期間 3カ月間(9月・12月開始)

対象者 重度障害者など
※公共職業安定所に求職登録している方

定員 10人

訓練委託先 株式会社NTTデータいち

申込期間 11月1日(金)まで

申し込み方法 住所地の公共職業安定所(ハローワーク)で、応募用紙を提出してください。

問い合わせ
ハローワーク庄原
☎0824・72・1197
FAX 0824・72・7533

とき
① 7月25日(木) 9時～15時
※午前・午後で別の科を体験

② 8月20日(火) 9時～12時

ところ 広島県立三次高等技術専門学校(三次市十日市南六丁目14・1)

対象 中学校・高等学校の生徒は、徒および一般求職者、ならびに進路指導担当者

申し込み方法
▼中学校・高等学校の生徒は、当校にお問い合わせください。
▼一般求職者は、ハローワーク庄原にある参加申込書に記入し、その場で提出してください。

広島県立三次高等技術専門学校体験入学・10月入校

①体験入学
自動車整備・板金溶接・建築大工・介護の仕事体験することが出来ます。また、就職相談なども行いますので、ぜひお越しください。

広島県立三次高等技術専門学校体験入学・10月入校
7月1日(月)～8月22日(木)
選考日 9月5日(木)

【特典】雇用保険受給者で、公共職業安定所(ハローワーク)の指示により入校した人には、訓練終了日まで受給期間が延長されるほか、諸手当が支給されます。

あつぱれ! 庄原
全国レベルの大会出場者、全国・県レベルの大会・市が共催する各種大会などの上位入賞者を掲載します。(敬称略)

中国大会
(5月11日・12日)
第68回中国高等学校女子ソフトボール選手権大会

第3位 広島県立御調高等学校 山口 志乃(3年・高町)

県大会

第40回広島県高等学校空手道選手権大会
(4月27日・28日)
●組手個人男子 優勝 新井 蓮(呉港高3年・板橋町)

第18回広島県小学生空手道選手権大会
(5月3日)
●男子個人組手6年 第3位 新見 健太(東城小6年)
●女子個人組手2年 第3位 藤谷 桃羽(板橋小2年)

その他

第20回NHK全国短歌大会
●一般の部 入選 家島 晶子(口和町) 田中 陸子(東城町) 安川 博子(東城町) 橘 京子(西本町) 田中 孝(東城町)

※「あつぱれ!庄原」に該当する方の情報は、行政管理課広報統計係(☎0824・73・1159)までお寄せください。



ダムの放流による増水に注意

本年も出水期が近づいてきました。川での作業や釣り、子どもの水遊びなどには、十分気を付けてください。

ダムの放流を知らせるサイレンが鳴ったときには、川の水が増えますので、直ちに川から上がってください。

問い合わせ
中国電力株式会社
☎0866・42・4533

その他

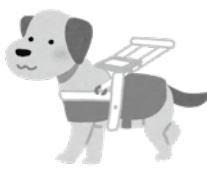
令和元年度補助犬(盲導犬)給付事業

広島県視覚障害者団体連合会では、補助犬(盲導犬)を給付します。(給付頭数は県内で1頭です。)

対象者
次のいずれにも該当する方
1 県内(広島市を除く)に一年以上居住していること。
2 18歳以上であること。
3 視覚障害の等級が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けていること。
4 その他、連合会が定めた基準を満たしていること。

申請窓口
社会福祉課障害者福祉係
☎0824・73・1210
または各支所地域振興室・市民生活室

問い合わせ
広島県視覚障害者団体連合会
☎FAX 082・229・2320



国営備北
丘陵公園
だより

「初夏の花物語」

7月12日(金)まで開催中
*月曜日は休園日です

備北公園管理センター ☎ 0824-72-7000
(http://www.bihoku-park.go.jp/)



ササユリ
※本公園は希少な植物「ササユリ」の保全・育成に取り組んでいます。

初夏の花物語

7月12日(金)までの期間「初夏の花物語」として、この時期に咲く花を紹介しています。

●主な花の見頃

●ハナシヨウブ 6月上旬～6月中旬ごろ

●アジサイ 6月下旬～7月上旬ごろ

●ササユリ 6月中旬～7月上旬ごろ

公開期間 6月中旬～下旬ごろ(開花期間のみの公開です。天候などにより変更する場合があります。)

公開場所 みのりの里ササユリ保全地(国兼池湖畔沿いの林地)

ひばの里イベント案内

【ほたる鑑賞会】

ひばの里の田んぼ周辺でホタルを鑑賞します。
とき 6月8日(土)・9日(日) 17時～21時

※入園は20時まで

【ほたる観察会】
ホタルの話の聞きながら、観察を楽しめます。
とき 6月8日(土)・9日(日)

【ミニ七夕づくり】
園内で収穫したササを
使って、七夕飾りを作ります。

17時～20時
※時間内随時開催

【ほたる籠づくり】

麦わらで「ほたる籠」を作ります。
▼下の農家
とき 6月8日(土)・9日(日)・15日(土)・16日(日)
9時30分～16時30分
※受け付けは15時30分まで



▼さとやま屋敷
とき 6月8日(土)・9日(日)・17時～19時30分
※受け付けは18時30分まで

【ほたるおこわづくし】
ホタルをイメージした、
トウモロコシと黒豆の入ったおこわ作りです。
とき 6月8日(土)・9日(日) 9時30分～16時30分
※受け付けは15時30分まで



【ミニ七夕づくり】
園内で収穫したササを
使って、七夕飾りを作ります。

【ミニ七夕づくり】
園内で収穫したササを
使って、七夕飾りを作ります。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



クーちゃん

7月2日(火)2種類同時発売!
発売期間 7/2(火)～8/2(金)
抽せん日 8/14(土)
各1枚 300円

公益財団法人広島県市町村振興協会

相続・空き家問題・成年後見等でお困りの方、あなたの世代で解決しましたか?

業務のご案内

- 不動産の名義変更
- 成年後見
- 相続登記・遺言
- 会社の登記
- 借金の整理
- 簡易裁判所訴訟代理等

●詳しくはホームページに記載しています。

庄原 司法書士

広島北部司法事務所
〒727-0012 広島県庄原市中本町一丁目8番16号 TEL0824-72-2315(要予約)

住まいの事なら何でもご相談下さい。

長岡商事株式会社

住まいの修理、新たなご提案、施工、アフターケアまで地元ならではのフットワークで、皆さまの大切なお住まいをより快適にするお手伝いをしています。

0120-184-268

広島県庄原市是松町 5020 番地 40 TEL0824-72-0561

広島みどり信用金庫

2020年度 職員募集

(応募資格: 大学、短期大学、専門・専修学校、高校を2020年3月卒業見込の方および2018年3月以降に大学を卒業された方)

■採用についてのお問い合わせ先
広島みどり信用金庫 総務部 人事課
〒727-0013 広島県庄原市西本町三丁目1番8号
TEL (0824) 72-5588 (0120) 301-865(携帯電話からもOK)

※エントリー表は当金庫HPより取得できます。http://www.shinkin.co.jp/midori/

配偶者や恋人からの暴力・暴言などで悩んでいませんか?
あなたの不安な気持ちをお話ください。
《家族や友人が心配という方もご相談できます。》

庄原市役所児童福祉課あんしん支援係
☎ 0824-73-1243 [月～金 9時～17時(年末年始・祝日除く)]

広島県西部 子ども家庭センター	☎ 082-254-0391 休日夜間電話相談 ☎ 082-254-0399	月～金 10時～17時 月～金 17時～20時 土日祝 10時～17時
広島県北部 子ども家庭センター	☎ 0824-63-5181(代) 内線 2313	月～金 10時～17時

人の動き（庄原市の人口）
平成31年4月末現在

【住民基本台帳登録人口】
人口 35,240人（前年比-675人）
男 16,760人（前年比-294人）
女 18,480人（前年比-381人）
世帯数 15,569世帯（前年比-129世帯）
【うち外国人】人口 420人（前年比+48人）

市税・水道料金・下水道使用料納付は口座振替が便利です

手続きは各金融機関の窓口をお願いします。
残高確認も忘れないでください。
●収納課 ☎0824-73-1145
●下水道課管理係 ☎0824-73-1175
●水道課業務係 ☎0824-73-1197

休日診療のご案内

6月・7月の休日診療については、次のとおりです。
●庄原市休日診療センター
診療日：日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）
☎0824-72-9900
診療日以外 ☎0824-73-1155（保健医療課）
●東城地域

6月16日(日)	日伝医院	☎08477-2-2180
23日(日)	瀬尾医院	☎08477-2-0023
30日(日)	三上クリニック	☎08477-2-1151
7月7日(日)	こぶしの里クリニック	☎08477-2-5255
14日(日)	東城病院	☎08477-2-2150

献血のご案内
☎保健医療課 ☎0824-73-1155

献血を次のとおり実施します。
400ml 献血限定ですので、皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会場	受付時間
8月8日(木)	JA 庄原本所	9時30分～11時
	庄原赤十字病院	12時30分～15時30分

広報日記
▶5月25日、「ふるさと塾in高野」の取材に行ってきました。庄原市ふるさと大使の西田篤史さんや、歌手の佐々木リョウさんも参加し、一般参加者と一緒に田んぼに入って、楽しそうに手植えをしていました。市内外から集まった子どもも、一生懸命手植えをしながらも、田んぼの中に座り込み…。晴天で大変な暑さでしたが、弱音を吐くことなく、頑張っ（遊んで）いました。子どもたちがどろどろになって遊んでいる姿を見ると、「これぞまさに“地域の魅力”」と思いました。作業の後、参加者は、おいしい食事、面白いトーク、楽しい歌を満喫していました。お世話をされた関係者の皆さん、お疲れさまでした。㊤

食育コーナー
☎保健医療課 ☎0824-73-1255

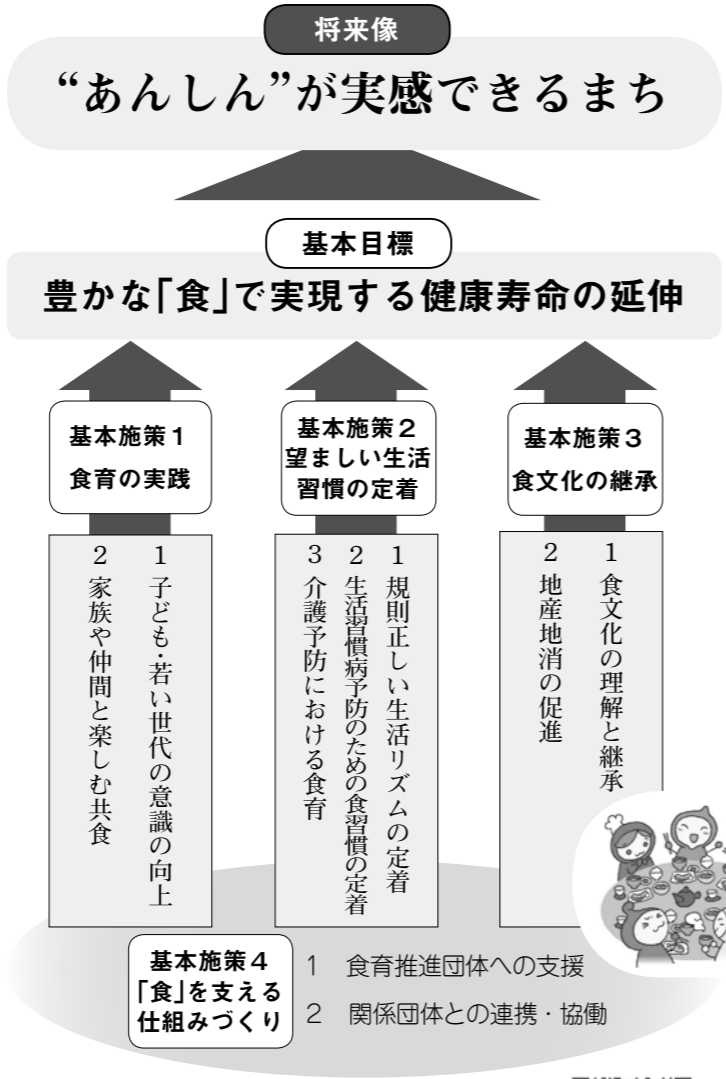
第3次庄原市食育推進計画を策定しました
計画期間：令和元年度～5年度（5年間）

「食育」とは、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人を育てる取り組みをいいます。

今回の計画では、下記図のとおり、地域、学校、事業者などの関係団体と連携・協働するなどし、基本施策4の「『食』を支える仕組みづくり」に取り組み、基本施策1から3に沿って食育を推進していくことで、本市の豊かな食材と食文化を生かして市民の皆さんの健康寿命を延伸することを基本目標としています。

中でも、生涯にわたって健全な心身を養う基礎となる子どものための食育と、本市人口の42%（平成31年4月末現在）を占める高齢者の介護予防のための食育は重要であることから、新たに施策の柱に位置づけました。

本計画の趣旨をご理解の上、共に目標に向かった取り組みをお願いします。

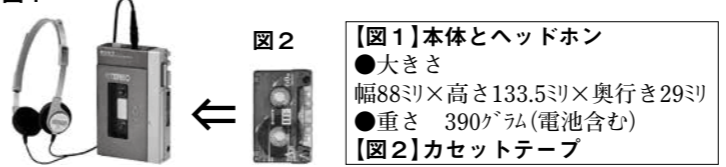


※第3次庄原市食育推進計画は市ホームページ (http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/food_edu/post_1116.html)に掲載しています。



口和郷土資料館 ☎0824-87-2230
開館日：月・木・土 9時～17時

ウォークマン1号機
（未来技術遺産へ登録）



これは、昭和54年にソニー（株）から発売された「ウォークマン1号機」です。当時の価格は、ソニー創立33周年を記念して3万3千円でした。名前の「WALKMAN」は“和製英語”ですが、今では世界中で広く通用しています。

機能は、従来のポータブルモノラルテープレコーダーから、スピーカーと録音機能を省いて小型軽量化され、別に開発されていた超小型・軽量のヘッドホンと組み合わせて、カセットテープの音楽がステレオで聴ける再生専用機でした。

このウォークマンの開発は、ソニーのトップからの「いつでもどこでも良い音で音楽を聴きたい」との要望で開発された珍しいケースです。しかし、当初は開発部門や営業から「録音機能の無いテープレコーダーは絶対に売れない」と強く反対される中で開発し発売されています。

発売後は、山手線内や歩行者天国などでのPRで、先ず若者世代へ浸透、間もなくどこでも自由に使える「ヘッドホンステレオ」として大きなブームとなり、世界中で大変な人気を博します。他社からも同様の製品が発売されるなどして広く普及、新たにウォークマン文化（現象）が出現しました。

『～世界を席巻したウォークマンの第1号機～世界中の若者を中心に圧倒的な支持を得て大ヒットし、最も重要な功績は音楽リスニングの在り方を大きく変えたことである』…国立科学博物館「未来技術遺産」への登録（H24年第00109号）理由にこう述べられています。

その後、ウォークマンは多彩なデザインモデルが数多く登場して、16年後の平成6年には生産台数が1億5千万台に達しました。後にはカセットテープ方式からCDやMDへと変わり、最近ではメカニズムのないICに移行しています。

当館では、歴代のウォークマンを多数展示しています。ぜひご覧ください。

※お詫びと訂正
広報しょうばら2019年2月号の記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
1. (誤) 比婆郡立庄原実業高校⇒(正) 比婆郡立実業学校
2. (誤) 広島県立庄原高等学校⇒(正) 広島県庄原高等学校

しょうばら九日市

毎月9日は、しょうばら九日市 7月
★出店者募集中！あなたのお店を開こう。
★毎月20日が出店申込締め切りです。
★申し込みは楽笑座内九日市事務局
☎0824-72-8285 まで
とき 7月9日(火) 9時～13時
ところ 中本町・まちなか広場周辺(のぼりが目印)
詳しくはHPで <http://kunchi-ichi.jp/information.html>

市民ギャラリー「アート多愛夢」
情報BOX（西本町二丁目1番21号）

市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。

庄原茶道連盟によるお茶席
とき 7月9日(火) 9時30分～16時
☎庄原市文化協会事務局 ☎0824-72-5453
商工林業課商工振興係 ☎0824-73-1178
※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料は要りません。

食彩館しょうばら
ゆめさくら ☎0824-75-4411

6月のイベント情報
▶ゆめさくら講座
○草木染め教室
とき 6月24日(月)
①9時～12時 ②13時～16時
定員 ①②各12人
参加費 5,000円
▶展示・販売&イベント
○庄原中学校職場体験
とき 6月17日(月)～21日(金)
○お茶会(庄原茶道連盟)
とき 6月29日(土)～30日(日)

ロビーコンサート
☎生涯学習課 ☎0824-73-1188

庄原 とき 6月24日(月) 12時15分～55分
ところ 市役所1階市民ホール
東城 とき 6月24日(月) 17時30分～18時30分
ところ 東城支所1階市民ホール
出演者 ジョージ・浜バンド
演奏曲目 「白い恋人たち」「残酷な天使のテーゼ」「服部良一・不滅のヒット曲メドレー」ほか
▶繩雅雅治(サクソホン)…元広島県警察音楽隊のサクソ奏者。庄原市へ帰郷後、コンボバンドを結成。童謡、ジャズなど、幅広く演奏活動を行っている。
▶山本巧美(トランペット)…自身が立ち上げたバンドが、元東京ユニオンの高橋達也氏から高い評価を得る。現在は金管アンサンブルを主宰するなどしている。
▶稲垣牧子(ピアノ・エレクトーン)…東城町在住、4歳からヤマハ音楽教室に通い、現在同教室講師。子ども向け音楽ユニット、地元のバンドでも活動中。
▶谷口邦彦(ギター)…クラシックギターを故長野文憲氏に師事。現在は、アコースティックギターのソロ演奏で、県北の各イベントなどで活動をしている。
▶岡崎聡(エレキ・ベース)…大学時代からベースを始め、卒業後、ベースの講師やアーティストのサポートなどを務めた。現在地元でフリー活動をしている。
▶小田佳大(ドラム)…大学時代に音楽活動を本格化。卒業後、スクールの講師や、イベント、レコーディングなどのプロ活動を行う。現在は帰郷し、フリーで活躍中。
▶貞岡久美(パーカッション)…現在、三次市消防音楽隊に在籍し、各種イベントなどに出演するほか、中学校吹奏楽部などの指導を行っている。



国営備北丘陵公園北入口一帯を 無料開放している社会実験事業を実施中!!

※繁忙期など無料とならない日もあります。詳しくはホームページ(<https://www.shobara-furari.jp/>)をご覧ください。

国営備北丘陵公園北入口エリア

里山の駅 庄原・ふらり

有機ライ麦パンや米粉パンなど、原材料にこだわったパン屋さんのほか、手作りの子ども服やアクセサリなどを販売するお店、親子で楽しめる自然木を使用したオブジェ作りなどのワークショップができるお店が集まります。ぜひ、お立ち寄りください。



マルシエ
6/23日
10:00
~15:00

ふわふわ
遊具

雑貨・ワークショップ

子ども服、
ハンドメイドアクセサリ、
自然木を使用したオブジェ作り

飲食

パン各種、ラーメン、
コーヒー、ジュースなど

こんなお店が
並びます!

● 問い合わせ / 備北丘陵公園北エリア運営協議会(事務局:観光振興課観光振興係 ☎0824-73-1179)

庄原の食材を扱うお店を応援します!



地産地消推進店

所 庄原市上原町 2624-1
☎ 0824-72-7065
営 11時~14時30分、17時30分~21時
休 定休日 火曜日、第2・第4月曜日
P あり

取り扱う
市内産食材 米、野菜、牛肉

手打ちうどん ゆず

登録
第23号店



● 地産地消店舗として

皆さんへ一言

地元野菜をはじめとする旬の食材と麺にこだわりを持った、手打ちうどんのお店です。
古来の行程で毎日丹精を込めて手打ちした生麺をよりおいしく召し上がっていただくため、「打ち立て、ゆでたて」を心掛け、天然だしで味付けをしたうどんを提供しています。
よりおいしいうどんを目指し、労を惜みず、一生懸命努力しながら麺道を突き進んでいきます。
うどんに取りつかれた男が思いを込めて打つ手打ち麺、天然にこだわったうどんをお召し上がりください。



『庄原市地産地消推進店』に登録しませんか? 市は随時、地産地消推進店を募集しています。
詳しくは、保健医療課健康推進係(☎0824-73-1255)まで。